## 「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」 素案からの主な変更点

資料5

※「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」(素案)からパブリック・コメント等を踏まえて修正しています。 主な変更点は以下のとおりです。(簡易な変更や文言整理などは除いています)

ページ	案(変更後)	素案(変更前)	備考		
第1章 計画策定の概要					
P2 ほか	※段落の行あけの調整		パブリックコメント No.1		
P4	2. 地域包括ケアシステムの強化・地域共生社会の実現に向けて  地域に目を向けると、様々な生活分野の課題が絡み合って複雑化する傾向にあります。今後、少子高齢化のさらなる進展により介護人材が減少し、地域の支え手となる人材を確保する必要性が生じてきます。そのような中、障害者や子ども等も含め、誰もが支え合う共生社会の実現に向けて、地域における住民主体の課題解決と包括的な相談支援体制が求められています。	2. 地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の実現には、様々な分野の調理が終み合って複雑化子の実現にありなる。また、少りかるといます。をでは、が減少し、地域の支えが減少し、地域の支えが減少し、対が減少し、地域の支えが減少し、大材を確保するとう共生社会の実現をできる。とうないます。ともはいます。とりないます。とりないます。といます。といます。といます。といます。といます。といます。といます。と	第11回作業部会における意見		
P5	図「自助・互助・共助・公助からみた地域包括ケアシステム」掲載  ■自分のことを自分でする ■自らの健康管理(セルフケア) ■市場サービスの購入  ■ 当事者団体による取組 ■ 高齢者によるボランティア・生きがい就労 ■ 住民組織の活動 ■ 住民組織の活動 ■ 住民組織の活動 ■ 生民組織の活動 ■ 生民組織の活動 ■ 生民組織の活動 ■ 大藤保険に代表される 社会保険制度及びサービス	(素案では掲載なし)	事務局による自主修正		
P11	グラフ「新宿区の年齢区分別人口推移」掲載	(素案では掲載なし)	パブリックコメント No.26		
P11~13	1. 人口の推移と将来推計 ※見出しを (1)国勢調査に基づく人口推計 (2)住民基本台帳に基づく人口推計 として整理	(素案では区分けなし)	事務局による 自主修正		

ページ	案(変更後)	素案(変更前)	備考
P14	3. 65歳健康寿命 新宿区の[65歳健康寿命](東京保健所長会方式。次頁を参照)は、要支援1以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合、平成27年で、男性が80.69歳、女性で82.65歳となっており、東京23区中、男性では14番目に、女性では3番目に長くなっています。また、要介護2以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合、平成27年で、	3. 健康寿命 <u>※</u> 新宿区の65歳健康寿命 <u>※</u> (東京保健所長会方式)は、要支援1以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合、平成27年で、男性が80.69歳、女性で82.65歳となっています。また、要介護2以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合、平成27年で、男性が82.37歳、女性で86.10歳となっています。	パブリックコメント No.31、32
P30	1. 重点的取組の振り返り 「新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(平成27年度~平成29年度)」(第6期計画)では、「社会参加といきがいづくりを支援します」「健康づくり・介護予防をすすめます」「いつまでも地域の中でくらせる自立と安心のためのサービスを充実します」「尊厳あるくらしを支援します」「支え合いのしくみづくりをすすめます」という5つの目標の実現に向け、16の施策を進めてきました。このうち、3つの重点的取組を振り返ります。	(素案では記載なし)	パブリックコメント No.37
第2章 計	一画の基本的考え方		
P40	図「第6期と第7期の重点的取組」を掲載  第6期計画(平成27~29 年度) 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり 地域における在宅療養支援体制の充実 認知症高齢者への支援体制の充実 認知症高齢者への支援体制の充実	(素案では掲載なし)	パブリックコメント No.47
第3章 高			
※トピック	スの掲載①~⑨		
P52	①ぬくもりだよりの訪問配布		事務局による自主修正
P56	②地域支え合い活動の推進		
P57	③通所型住民主体サービス		
P70	④青壮年期と高齢期で異なる健康づくりのポイント	(素案では掲載なし)	
P71	⑤いきいき体操の普及		
P78	⑥認知症サポーター養成講座		
P134	⑦介護保険サービスの保険料負担と給付のしくみ		
P145	⑧新宿区在宅医療・介護支援情報		
P149	⑨がん患者・家族のための支援		

ページ	案(変更後)	素案(変更前)	備考	
第4章 介	・護保険事業計画の推進(第7期介護保険事業計画	ij)		
P153	表「介護保険制度改正の主な内容」を掲載  【地域包括ケアシステムの深化・推進】 ・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進 ・医療・介護の連携の推進等・ ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進等  【介護保険制度の持続可能性の確保】 ・現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し ・介護納付金における総報酬割の導入	(素案では掲載なし)	パブリックコメント No.99	
P161	表「第6期基盤整備計画値に対する実績値」を掲 載	(素案では掲載なし)	地域説明会 No.51	
P163~ 177	※「4. 各サービスの利用見込み」「5. 特別養護 老人ホームの待機者と整備」を記載	(素案では記載なし)	事務局による 自主修正	
P179	(1)地域支援事業の制度  地域支援事業は、介護保険制度において平成 18年度に創設され、要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、区が主体となって実施しています。その後、第6期の介護保険制度の改正においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)から地域支援事業への段階的な移行が図られるなど、地域支援事業の事業内容が多様化・充実されました。第7期計画においても、地域包括ケアシステムの深化・推進していく観点から、自立支援・重度化防止に向けた取組、医療・介護の連携等を推進していきます。	(1)地域支援事業の制度 要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを強化する観点から、新宿区が主体となって地域支援事業を実施します。	第11回作業部会における意見	
P191	※「10. 介護給付等適正化に向けた取組(介護給付適正化計画)」を記載  区ではこれまでも、介護給付の適正化に取り組んできましたが、介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し区が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされました。これに伴い、改めて下記のとおり介護給付適正化計画を定め、保険者として介護サービスを必要とする方を適正に認定し、適切なマネジメントにより受給者が真に必要とするサービスを見極め、事業者がルールに従って適正にサービスを提供するよう取り組みを推進します。	(素案では記載なし)	パブリックコメント No.100	
資料編				
P198~	※「資料編」の記載	(素案では記載なし)	事務局による 自主修正	

ページ	案(変更後)	素案(変更前)	備考
P216~	※「施策別事業一覧」の掲載	(素案では記載なし)	パブリックコメント No.74